

令和4年2月8日

保護者 各位

富山県立魚津工業高等学校
校長 高久 直樹

新型コロナウイルス感染症への対応について（お願い）

本県でもオミクロン株等の新型コロナウイルス感染症が流行しておりますが、本校生徒に感染者等が出た場合は下記のように対応いたしますので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

なお、2月2日から本感染症の取扱いが一部変更になっております。

記

- 1 新型コロナウイルスに感染等した場合について
 - (1) 生徒本人が新型コロナウイルスに感染
治癒するまで出席停止とします。
 - (2) 生徒本人が濃厚接触者として特定された場合
感染者と最後に接触した日から2週間（オミクロン株の場合は7日間）出席停止とします。
 - (3) 同居の家族が新型コロナウイルスに感染
(2)と同様の取扱い
 - (4) 同居の家族が濃厚接触者として特定された。
同居の家族に風邪症状等がない場合は、登校することも可能です。
- 2 風邪症状について
生徒本人や同居家族に発熱等の風邪症状がある場合は、登校を控えていただくようお願いいたします。どのようにすればよいか迷った場合は電話で相談してください。
- 3 感染拡大等により臨時休業等の措置をとる場合について
 - (1) 通常より早く放課とする場合
生徒に放課の旨を伝え、下校させます。下校後は自宅待機とします。
 - (2) 翌日から臨時休業等にする場合
教育安全情報サービス（安全メール）、マイクロソフトチームズ等で臨時休業のことに
ついて連絡します。生徒は自宅待機、自宅学習とします。
- 4 PCR検査等の実施について
生徒が感染した場合、在籍する学級生徒はPCR検査等の対象となる場合があります。
①居住地の厚生センターに出向いて検査を実施、②学校で検査を実施、③保護者に検査
キットを配付して家庭で実施等、厚生センターの指示によって様々なケースが想定されま
す。その都度、安全メールやマイクロソフトチームズ等で連絡をします。
なお、積極的疫学調査の範囲が変更になり、濃厚接触者に特定された高校生等は、無症
状の時はPCR検査の対象とされません。（同居家族が感染した場合を除く。）
- 5 感染等により臨時休業や出席停止になった場合について
タブレット端末等を使ったオンラインST、オンライン授業の実施、自宅での学習課題な
ど、学習活動に大きな支障が出ないための取組みをします。詳細は、マイクロソフトチーム
ズ等で連絡をします。